

ゴビンダ通信

No44

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

December 28, 2010

支援者のみなさん、マスタ！

急に寒くなりましたがみなさんお元気ですか？今年もあと少しで終わります。時間が立つのは早いですね。寒くなると余り暖かい着るものも無いので、ここでの生活は、とても大変です。

みなさん「MERRY CHRISTMAS」おめでとうございます。

更に「Season's Greeting and Best Wishes for The New year」

私は、神様に誓って無実です。刑務所に入れられるような悪いことは、絶対にやってません。今年で逮捕されてから13年以上がたちます。当時30歳だった私は、今年で43歳になりました。人生で最も良い時期は、拘留所と刑務所の中で終わってしまいました。「無実のゴビンダ」さんを支える会、全国の支援者の力ましがなければ、私もネパールの家族たちも、どうも耐えることはできなかつたでしょう。東京地裁で無罪判決を受けた私を逆転有罪にした東京高裁の半決は間違っています。もう一度、正しい裁判をやり直せば、足利事件の菅家さんや布川事件の桜井さんと杉山さんのように、私の無実も必ず明らかになると信じています。どうぞ、たくさんのお再審開始の署名を裁判所に届けてください。そして、私が1日も早く、ネパールの家族のところに帰れるよう、これからも助けてください。それからみなさんから沢山の年賀はがきを送ってくだされば有難いことです。年賀はがきを見て正月に楽しみたいと思います。よろしくお祈りします。今年一年おつかれさまでした。来年もよろしくお祈りします。どうぞよい年を迎えて下さい。心から感謝をこめて。

無実ゴビンダ！ プラサド、マイナリ、

2010年12月 横浜刑務所にて。



JUSTICE FOR GOVINDA

♪♪♪♪♪♪♪♪♪ ゴビンダさん面会報告 ♪♪♪♪♪♪♪♪♪

12月24日、クリスマスイブの金曜日、ゴビンダさんの面会に行ってきました。ドアを開けて姿を現したゴビンダさん、開口一番「メリークリスマス！」 ヒンドゥー教徒が仏教徒にメリークリスマス、です。ま、いいか。

ゴビンダさんは相変わらずの笑顔です。面会の時は笑顔ですが、いつもはこんな顔をしています、と顔をしかめて見せます。心の中は怒りや不安、やりきれなさが渦巻いているのでしょうか。厳しい規律の中、2類を保つためにも一瞬たりとも気を許せないのだと思います。

この日の刑務官はいつもより時間も多くくれ、感じのいい人でした。意地の悪い刑務官もいるようで、緊張の毎日なのですね。そんな中、面会は少しほっとできる時間のようです。私は面会の前の日にカトマンズのラダさん（ゴビンダさんの奥さん）に電話をして、何か家族の情報がないか聞くようにしています。ゴビンダさんもそれを待っています。みんな元気よ。ゴビンダさんのことを心配していますよ。ラダさんがI love you と伝えてくださいと言っていましたよと言うと、とても 嬉しそうな顔になります。

支援の会の方からクリスマスカードが届いたそうです。なんだかキラキラがついたカードは自分の部屋には持ち帰れないとか。見せてくれるだけらしいです。クリスマスカードでキラキラがないのを見つけるのは難しい。どうしてそんなルールがあるのか。

お正月の楽しみは、みなさまから頂くお年賀状だそうです。どうぞ、みなさま書いてあげてください。（蓮見）

*毎回の面会報告をホームページに掲載しています。

集会報告／「私は犯人じゃない～冤罪被害者の叫び」

11月20日、再審えん罪事件全国連絡会19回総会記念集会「私は犯人じゃない～冤罪被害者の叫び」が南大塚ホールで開かれ約200人が参加しました。

第1部では、「歌と詩で語る獄中の29年間」と題して、布川事件の桜井昌司さんが獄中で作った歌と自らの体験を交えながら冤罪事件について熱く語りました。続いて、北陵クリニック事件、東電 OL 殺人事件、名張毒ぶどう酒事件、東住吉事件、痴漢えん罪練馬駅事件、袴田事件、特急あずさ35号窃盗えん罪事件、福井女子中学生殺人事件、日野町事件、大阪地裁オヤジ狩り事件、山陽本線痴漢冤罪事件、大崎事件、布川事件から、各事件の当事者、家族、支援者が次々に登壇しスライド写真をバックに支援を訴えました。

第2部では、「裁判所は変わるのか～私たち市民に今できること」と題して、木谷明さん（元裁判官・法政大学法科大学院教授）が講演しました。本来、刑事裁判で最も重要なのは、無実の人を罰しないことだが、どうしても裁判官には「犯人を逃がすまい」とする意識が強く、冤罪を作り出す原因のひとつになっている。しかし、昨年からは裁判員裁判が始まり、「刑事裁判への市民参加」という新しい潮流の中で、裁判所にも変化の兆しが見えてきている。「今、市民にできることは、これまでも増して、裁判所を監視・監督して、正しい判決がおこなわれる環境づくりをしていくことだ」と話しました。

無罪判決の意味 鹿兒島高齢夫婦殺害事件

今井恭平

報道でご存知の通り、12月10日鹿兒島地裁で、無罪判決がありました。被告人が完全否認で無実を訴え、一方検察が死刑を求刑した裁判員裁判ということで、大きな社会的関心を集めました。この判決は、ゴビンダさんの再審を含め、今後の裁判に大きな影響を与えると思われます。

<指紋はねつ造と主張>

事件は、鹿兒島市内で高齢の夫婦が殺害された強盗殺人事件です。現場となった被害者宅から被告人Sさんの指掌紋とDNAが複数採取され、これが有力な有罪証拠とされました。Sさんは現場に行ったことはない、として現場採取された指紋等は警察によるねつ造と主張しました。指紋以外に有力な物証も目撃などの直接証拠もなく、強盗殺人を主張する検察のストーリーには不自然な部分も目立ちました。しかし、現場の遺留指掌紋やDNAは、従来その存在だけで決定的な有罪証拠と見なされることが多いものでした。

<指紋の付着時期はいつか？>

判決でも、指紋の存在は被告人が現場に立ち入ったことを証明している、と認定し、現場に行ったことがないというSさんの言い分は嘘だと言い切っています。にもかかわらず無罪としたのは、指紋などがいつ、どのような状況下で付着したものが証拠上明らかにされていないから、指紋の存在だけでは、強盗殺人という犯罪と被告人を結びつけることにはならない、と判断したからです。

この判断は、ゴビンダさんの冤罪事件とも無関係ではありません。ゴビンダさんも、DNAが事件現場から発見されています。彼は事件現場に行ったことがあることは認めた上で、それは事件よりも10日くらい前のことだと説明しています。また科学鑑定もその言い分と合致する結果を証明しています。にもかかわらず、東京高裁は逆転有罪を言い渡したのです。現在継続中の再審請求の中でも、このDNAの付着時期は最大の争点の一つです。鹿兒島の判決にならうなら、ゴビンダさんは当然一審の判断したとおりの無罪ですから、直ちに再審が開始されるべきです。

<最高裁の新しい判断>

鹿兒島判決は4月に最高裁第3小法廷が下した大阪母子殺人事件の差戻し判決(一審無期、二審死刑を取り消して地裁に差戻した)を引用し、状況証拠で犯人であるか否かを判断する場合は、被告人が犯人だと考えると説明がつく、というだけではだめで、被告人が犯人ではないとしたら説明がつかないような事情が認められなければならない、とした上で、たとえ被告人が嘘をついていることが明らかでも、その嘘が公訴事実と関係するものか否かまで検討しなければ有罪としてはならないとも判示しました。これもまた、ゴビンダさんの言い分と被害者の手帳の記載が食い違っている(これ自体も争いがありますが)という理由で「嘘をついているから犯人」とした粗雑な論理とは相容れない判断です。

この最高裁判決が、ゴビンダさんの上告を棄却した同じ第3小法廷によるものというのは皮肉ですが、今後の裁判で生かされれば「疑わしきは無罪」という刑事裁判の大原則が復権するための一歩前進となることが期待できます。

この最高裁判例はすでいくつかの下級審で引用されています。12月9日、東京高裁で一審有罪を取り消した逆転無罪判決(英国人女性被告の麻薬密輸容疑事件)にも生かされています。また、この無罪判決を出したのが、現在ゴビンダさんや狭山事件の再審を審理している東京高裁第4刑事部(岡田雄一裁判長)であることも付記しておきます。

鹿兒島高齢夫婦殺害事件については、1月14日発売の『冤罪File』第12号に詳しい記事が掲載されます。

集会報告／「待ったなし 今こそ可視化の実現を～えん罪はこうして作られる」

12月2日、取り調べの可視化を求める市民集会が、東京・弁護士会館で開催され、400人が参加しました（主催団体の中に、「無実のゴビンダさんを支える会」も入っています）。

足利事件の菅家利和さんは、「朝、いきなり自宅に踏み込まれ警察に連れて行かれた。任意同行という逮捕以前の段階から可視化してもらいたい」。布川事件の桜井昌司さんは、「警察は、密室の中で殴ったり蹴ったり、見られて困ることをしているから可視化に反対している」。杉山卓男さんは、「事前に練習したシナリオどおりの『自白』をさせられテープに録音させられた」と、それぞれの体験から全面可視化の必要性を力説。このような冤罪の悲劇を繰り返さないため、全ての事件における取調べの全面可視化の実現に向けて早速に国会で必要な法改正を行うよう強く求めるとの集会アピールが採択されました。

☆☆☆ 布川事件の再審裁判が結審、来年3月16日に判決 ☆☆☆

12月10日、再審裁判の第6回公判が、水戸地裁土浦支部（神田大助裁判長）で開かれました。弁護団の最終弁論、桜井さんと杉山さんの最終意見陳述が行われ、裁判は結審しました。判決は、来年3月16日（水）午後1時30分に決まりました。「守る会」では、判決公判と報告集会への結集を広く呼びかけています。みなさん、再審における歴史的勝利の瞬間に立ち会うべく、当日は水戸地裁土浦支部に駆けつけましょう！

2011春の「ラダさん来日」と「無実のゴビンダさん支援集会」の予告

2011年は「無実のゴビンダさんを支える会」結成から10年の節目にあたります。ゴビンダ事務局では、3月末～4月初め、ゴビンダさんに面会するため来日する妻ラダさんが、「2011無実のゴビンダさん支援集会」にも参加できるよう、現在、準備を進めているところです。

日時と会場が決まりしだい、ホームページに掲載するとともに、次号通信（3月初旬発送）にてお知らせいたします。多くの皆様のご出席をお願いいたします。

□□□ 事務局からのお知らせ

- ▼事務局会議／新年会：通常は、隔月第2火曜日の午後6時～8時、現代人文社にて行っていますが、次回に限っては、2011年1月8日（土）正午から目黒のインドネパールレストラン「ラクシュミー」にて事務局会議を行い、引き続き午後1時から同場所にて、新年会を行います。新年会に参加希望の方は事務局にご連絡ください。
- ▼多くの皆様から激励のカンパと署名をいただき、大変感謝しています。どうぞ来年も、ご協力をよろしくお願いいたします（署名用紙同封。HPからもダウンロード可）。
- ▼ゴビンダさんに年賀状を出してあげてください（お名前にはフリガナを）。

〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ様

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10八ッ橋ビル7階 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>